



医局医・勤務医のための 医師賠償責任保険のご案内

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社

目次

- | | |
|--------------------|---------|
| 1. 医師賠償責任保険とは | P. 3 |
| 2. お支払いする保険金の種類 | P. 4 |
| 3. 保険金をお支払いしない主な場合 | P. 5 |
| 4. ご契約のしくみ | P. 6～7 |
| 5. ご注意いただきたいこと | P. 8～10 |

1. 医師賠償責任保険とは

医師賠償責任保険は、それぞれの医局の先生や勤務医の先生方が、安心して日常の医療業務に専念できるよう、不慮の医療事故による損害賠償責任を補償する保険です。

(1) 保険金をお支払いする場合

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）である医局の先生や勤務医の先生が、日本国内において行った医療行為が原因となって、患者の身体に障害を与え、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

<主な特長>

- ①この保険は、保険期間中に発見された患者の身体障害が対象となります。
- ②医局に所属されている先生方の医療行為に基づく損害賠償責任が対象となります。
 - 取扱い器具の消毒等整理・管理上の責任
 - 直接の医療行為による責任
 - 看護師など、医療業務補助者への指導管理上の責任
- ③美容専門の分野を除くすべての医療分野が対象となります。
 - 内科、外科、脳外科、整形外科、精神神経科、泌尿器科、麻酔科、放射線科、皮膚科、眼科、耳鼻科、産婦人科、小児科等

※歯科勤務の先生方につきましては、取扱代理店または当社にお問い合わせください。
- ④勤務先その他、出張先の病院・診療所など勤務先以外で生じた医療行為も対象となります（ただし、日本国内に限ります。）。

(2) この保険にご加入いただける方

医局に所属する次のような方々は全員加入していただきます。

- ①それぞれの医局の先生、または病院に勤務して医療に直接従事されている方
- ②病院に勤務して直接医療行為に従事しなくとも、医療の結果については何らかの責任を負わなければならない立場にある方

○医師の業務補助者（看護師等）が起こした医療事故で医師が責任を負う場合についても、その医師がこの保険に加入していれば、補償の対象になります。

(注) 日本医師会A会員の先生方は、既に日本医師会にて医師賠償責任保険にご加入されていますので、この保険をご契約いただくことはできません。

2. お支払いする保険金の種類

お支払いする保険金は次のとおりです。

ただし、適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

保険金の種類	内容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続きに要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（被害者の応急手当）に要した費用
⑤協力費用	当社が発生した事故の解決にあたる場合、当社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する訴訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④の保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から保険証券記載の免責金額を控除した額をお支払いします。

ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。なお②損害防止費用および④緊急措置費用を除き、事前に当社の同意が必要となりますので、必ず当社までお問い合わせください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払対象とはなりません。

※お支払いする保険金のうち、争訟費用、協力費用については、特約に別の規定がある場合を除き、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用について、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、支払われる争訟費用は「実際の争訟費用の額×支払限度額÷損害賠償金の額」となります。

3. 保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

- 保険契約者または被保険者^(注1)の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が、所有、使用または管理する財物を、滅失、破損または汚損した場合、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動^(注2)または騒擾（じょう）、労働争議に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任
- 液体、気体^(注3)もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任
- 被保険者の業務を行う施設もしくは設備または航空機、車両^(注4)、自動車^(注5)、船舶もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する損害賠償責任
- 名誉毀（き）損または秘密漏えいに起因する損害賠償責任
- 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する損害賠償責任
- 医療の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- 所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する損害賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師もしくは臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する損害賠償責任は除きます。

（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）気体には、煙、蒸気、じんあい等を含みます。

（注4）車両には、原動力が専ら人力であるものを含みます。

（注5）自動車には、原動機付自転車を含みます。

4. ご契約のしくみ①

(1) 契約者

医局または病院

なお、勤務医の先生が、個人的に自分一人だけ契約する方式は、共同して治療を行った場合の医療過誤の責任関係などでトラブルを招くことが考えられるため、原則としてお引き受けしません。

(2) 被保険者（保険契約により補償を受けられる方）

医局医、勤務医（いずれも歯科医を除きます。）

(3) 支払限度額と保険料例（保険期間1年間）

		A	B	C
支払限度額	1事故につき	3,000万円	5,000万円	1億円
	保険期間中	9,000万円	15,000万円	3億円
年間保険料（1被保険者）		39,140円	43,230円	50,830円

★被保険者（加入者）が50名以上となる場合には、保険料の割引が適用できます。

詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

4. ご契約のしくみ②

<事故処理機関>

この保険は、医師の専門業務にかかわる事故を対象とする保険ですので、万一事故が発生した場合には、損害賠償責任の有無の判定、賠償額の確定等について業務に関する専門的知識が必要となります。

従いまして、事故の処理については医局と当社および法律家より構成する「医事紛争処理委員会（仮称）」を設置し、同委員会において損害賠償責任の有無の判定等を審議することを原則といたします。

これにより、医師の地位、責任等につき医師ご自身のご意見も反映されることとなり、被害者との無用なトラブルが回避され、円満な解決がなされることになるものと存じます。

採用のためにご検討いただきたい事項

①保険契約の方法

医局に所属する医師（医局員および準医局員）の皆さま全員に一括ご加入いただく方式を提案いたします。

②支払限度額・免責金額

複数パターンを設定し、どのパターンに加入するかは医師の皆さまの選択に任せる方法とあらかじめ一つに決めてしまう方法があります。

③事務手続

募集期間、集金方法、集金時期、保険期間の開始時等の事務手続についてご検討願います。当社の経験をふまえ、別途ご相談させていただきます。

④医事紛争処理委員会の設置

本保険の事故時の運用について、医局と当社との間で円滑に運営するために設置させていただきたくご相談申し上げます。

以上

5. ご注意いただきたいこと①

以下の事項は重要ですので、必ずお読みください。

ご契約時にご注意いただきたいこと

1. お申込みいただく保険の引受条件等についてご確認ください。

(1) 商品の仕組み

医師賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 + 医師特別約款 + 代位求償権行使に関する特約（自動セット） + 各種特約※
----------	---

※必要な場合にセットします。「(3) セットできる主な特約」をご参照ください。

(2) 補償内容

① 保険金をお支払いする主な場合

医療業務を遂行することにより、他人の身体の障害が発生した場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用など）に対して保険金をお支払いします。

保険期間中に事故が発見された場合に限り、保険金をお支払します。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

② お支払いする保険金

「2. お支払いする保険金の種類」（4ページ）のとおりです。

③ 保険金をお支払いしない主な場合

「3. 保険金をお支払いしない主な場合」（5ページ）のとおりです。

(3) セットできる主な特約

セットできる主な特約は次のとおりです。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

特約の名称	特約の概要
予防接種のみ補償特約	医療業務のうち、予防接種に関する事故のみを補償の対象とします。
廃業補償特約	廃業された後に発見された事故を保険金支払の対象とする特約です。 廃業前まで当社で医師賠償責任保険にご加入いただいていたお客さまのみセットすることができます。

(4) 被保険者

記名被保険者（保険申込書の記名被保険者欄に記載された方）のみが被保険者（保険契約により補償を受けられる方）となります。ただし、適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

(5) 保険期間

保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は原則として1年間です。また、1年未満の短期契約も条件により可能です。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険期間については、保険申込書の保険期間欄にてご確認ください。

(6) 引受条件（支払限度額、免責金額の設定）

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お支払いする保険金のうち、争訟費用、協力費用については、特約に別の規定がある場合を除き、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

お客さまが実際にご契約いただく支払限度額、免責金額につきましては、保険申込書の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

5. ご注意いただきたいこと②

(7) 保険料

保険料（保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。）は、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。

(8) 保険料の払込方法

保険料の払込方法は、ご契約と同時にその全額を払い込む一時払と、複数回に分けて払い込む分割払があります。一時払保険料が20万円未満のご契約で分割払を選択された場合、一時払に比べて保険料が割増となります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(9) 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

(10) 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じたお払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加のご請求をさせていただく場合があります。

「ご契約後にご注意いただきたいこと 2. (2) 解約と解約返れい金」をご参照ください。

2. ご契約時に告知いただく事項についてご注意ください。

保険契約者および被保険者には、ご契約時に保険申込書（当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。）の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。）。

保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

1. 万一の事故のときのお手続きについて

(1) 事故にあわれたときの当社へのご連絡等

医療業務に起因した身体障害事故を発見したときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ってください。取扱代理店または当社にご連絡ください。

①損害の発生および拡大の防止 ②相手の確認 ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行うときは、事故受付後に当社が求めるものを提出いただきます。詳細は、取扱代理店または当社にご相談ください。

(3) 示談交渉は必ず当社とご相談いただきながらおすすめください

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ当社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金などを支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

(4) 先取特権について

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

5. ご注意いただきたいこと③

2. ご契約後、次の事項が生じる場合には取扱代理店または当社にご連絡ください。

(1) ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知義務等）

ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、あらかじめ（事実の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）取扱代理店または当社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険の対象となる病院・診療所等、リスク区分に変更が生じる場合
- 保険料の算出基礎となる医局医数、勤務医数等に変更が生じる場合

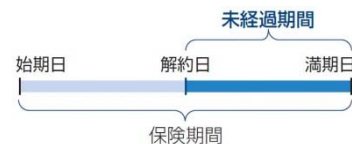
また、ご契約後、次に該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。

- ご住所の変更等、保険証券に記載された事項を変更する場合
- 特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

(2) 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

- 解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間（右図をご参照ください。）分より少なくなります。



たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分より少なくなります。

詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。なお、廃業補償特約がセットされたご契約については、解約返れい金がありません。

- ご解約に伴い、保険料のお支払状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間にお払込みいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいたときには、その保険料を払い込んでいただく必要があります。

- 保険契約を解約される場合、お払込みいただいた保険料が最低保険料（保険証券に記載がない場合は5,000円）未満のときは、その差額を払い込んでいただく必要があります。

その他、ご注意いただきたいこと

<保険会社破綻時等の取扱い>

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。
- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。
- 補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

<共同保険>

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

<その他>

- ご契約に関する個人情報、「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」に基づき取り扱います。詳しくは当社ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。
- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- この提案書は「医師賠償責任保険」の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款および特約等でご確認ください。なお、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が異なる場合には、保険申込書に被保険者氏名をご記入いただくとともに、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

三井住友海上火災保険株式会社